平成２７年（フ）第５４０号
大阪府岸和田市岡山町199番地の１
債務者　坂　　秀也
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５４３号
大阪府和泉市鶴山台１丁目12番２号２Ｆ－Ｂ
債務者　仲宗根幸恵（旧姓水田）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５４８号
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬１丁目３番16号サンメイトフジ203、前住所大阪府和泉市寺田町２丁目８番45号
債務者　川阪　智幸
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５８６号
大阪府和泉市唐国町２丁目13番77―103号、前住所大阪府和泉市池田下町1135番地の10
債務者　兵頭　秀一
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１８４０号
札幌市東区東苗穂５条３丁目４番１号　菅原マンション301号
債務者　渡辺　晃治（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８５３号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目18番32号第２オリラハイツ105号
債務者　村越恵美子（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８９３号
札幌市白石区中央２条６丁目12番５―201号
債務者　櫻井　朋子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８９８号
札幌市厚別区厚別中央１条４丁目１番10―306号
債務者　山野　京子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９０９号
札幌市手稲区曙６条１丁目５番18号
債務者　西尾さつき
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９２０号
札幌市東区北41条東13丁目１番12号　カーム北41―203号
債務者　新野沙也加（旧姓樋渡）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９５２号
札幌市白石区菊水７条３丁目６番18号　アルカディア菊水101号
債務者　渡邉　夕子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２３号
北海道士別市東丘２丁目４番３―301号　東山団地
債務者　石崎　真美
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第１９８号
群馬県高崎市上豊岡町245番地１　大塚方
債務者　十河　政也
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１５５号
千葉県旭市後草1556番地３　メルサ105
債務者　安藤　奈緒
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第３１２号
愛知県一宮市西出町32番地　シャトーヘルス102号
債務者　荒平　眞一
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２７号
京都府舞鶴市字長浜839番地６
債務者　松本　　浩
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第６１７号
堺市西区浜寺南町２丁116番地19
債務者　川端　良一
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係